

監査報告書

平成16年11月

宮崎県監査委員

4 4 1 1 0 3

平成16年11月18日

宮 崎 県 知 事 殿

宮 崎 県 議 会 議 長 殿

宮 崎 県 教 育 委 員 会 殿

宮 崎 県 公 安 委 員 会 殿

宮崎県監査委員 川 崎 浩 康

宮崎県監査委員 矢 野 政 男

宮崎県監査委員 井 本 英 雄

宮崎県監査委員 満 行 潤 一

監査の結果に関する報告について

このことについて、地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき平成16年8月から平成16年10月までの間に実施した監査の結果並びに同条第2項の規定に基づき平成16年2月から平成16年10月までの間に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

なお、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知してください。

目 次

第 1	定期監査	1
1	監査の概要	1
(1)	監査対象機関、実施年月日等	1
	総合政策本部	
	総合政策課	1
	総務部	
	総務課	1
	人事課	1
	財政課	1
	管財課	1
	税務課	1
	危機管理局	1
	地域生活部	
	生活・文化課	1
	市町村課	1
	地域振興課	1
	情報政策課	1
	市町村合併支援室	1
	福祉保健部	
	福祉保健課	1
	医療薬務課	1
	国保・援護課	2
	高齢者対策課	2
	児童家庭課	2
	障害福祉課	2
	衛生管理課	2
	健康増進課	2
	環境森林部	
	環境森林課	2
	環境管理課	2
	環境対策推進課	2
	自然環境課	2
	森林整備課	2
	山村・木材振興課	2
	全国植樹祭準備室	2

商工観光労働部	
商工政策課	2
工業振興課	2
商工金融課	2
商業振興課	2
観光・リゾート課	3
労働政策課	3
農政水産部	
農政企画課	3
地域農業推進課	3
営農支援課	3
農産園芸課	3
畜産課	3
農村計画課	3
農村整備課	3
漁政課	3
水産振興課	3
漁港課	3
土木部	
管理課	3
用地対策課	3
道路建設課	3
道路保全課	3
河川課	3
砂防課	4
港湾課	4
都市計画課	4
公園下水道課	4
建築住宅課	4
営繕課	4
出納事務局	
会計課	4
物品管理課	4
県議会事務局	4
教育委員会	
総務課	4
学校施設課	4
学校教育課	4
スポーツ振興課	4
文化課	4

宮崎商業高等学校	4
都城泉ヶ丘高等学校	4
富島高等学校	4
警察本部	5
監査事務局	5
工事監査		
総務部管財課関係工事	5
土木部営繕課関係工事	5
教育庁学校施設課関係工事事	5
警察本部関係工事工事	5
(2) 監査対象とした事項	- - - - -	5
2 監査の結果	- - - - -	5
「第1の2」に係る別表	- - - - -	6
第2 警察における捜査報償費等の監査	- - - - -	7
1 監査の概要	- - - - -	7
(1) 監査の目的	- - - - -	7
(2) 監査対象機関	- - - - -	7
(3) 監査実施期間	- - - - -	7
(4) 執行金額	- - - - -	7
2 監査の結果	- - - - -	8
(1) 普通旅費及び食糧費について	- - - - -	8
(2) 捜査報償費について	- - - - -	8
捜査報償費の用途等について	- - - - -	8
財務会計における事務手続・処理について	- - -	9
関係者からの聞き取り調査について	- - - - -	9
まとめ	- - - - -	9
第3 行政監査	- - - - -	11
1 監査対象事務	- - - - -	11
2 監査の目的	- - - - -	11
3 監査対象とした事項	- - - - -	11
4 監査対象機関	- - - - -	11
総合政策本部		
総合政策課	11
総務部		

總務課	11
職員厚生課	11
稅務課	12
危機管理局	12
地域生活部		
生活・文化課	12
青少年男女参画課	12
人權同和对策課	12
市町村課	12
地域振興課	12
國際政策課	12
福祉保健部		
福祉保健課	12
医療藥務課	12
国保・援護課	12
高齡者对策課	12
兒童家庭課	12
障害福祉課	12
衛生管理課	12
健康増進課	12
環境森林部		
環境森林課	12
環境管理課	13
環境对策推進課	13
自然環境課	13
森林整備課	13
山村・木材振興課	13
商工觀光労働部		
商工政策課	13
工業振興課	13
商工金融課	13
商業振興課	13
觀光・リゾート課	13
労働政策課	13
農政水産部		
農政企画課	13
地域農業推進課	13
営農支援課	13
農産園芸課	13
畜産課	13

	漁政課	13
	水産振興課	14
	土木部	
	管理課	14
	用地対策課	14
	技術検査課	14
	河川課	14
	公園下水道課	14
	建築住宅課	14
	教育委員会	
	総務課	14
	警察本部	14
5	監査の結果 - - - - -	15
	「第3の5」に係る別表 - - - - -	15

第 1 定期監査

1 監査の概要

知事部局の本庁、出納事務局、県議会事務局、教育委員会（県立学校を含む）、警察本部（警察署を含む）及び監査事務局の計 80 か所について、定期監査を実施した。

(1) 監査対象機関、実施年月日等

監 査 対 象 機 関		監査対 象年度	監査実施 年月日
部 局 等	名 称		
総合政策本部	総合政策課	平成 15 年度	平成 16.10.14
総務部	総務課	同	16.10.14
	人事課	同	16.10. 5
	財政課	同	16. 9.29
	管財課	同	16.10. 7
	税務課	同	16.10. 4
	危機管理局	同	16.10.13
地域生活部	生活・文化課	同	16. 9.29
	市町村課	同	16. 9.29
	地域振興課	同	16.10. 6
	情報政策課	同	16.10. 8
	市町村合併支援室	同	16. 9.29
福祉保健部	福祉保健課	同	16. 9.30
	医療薬務課	同	16.10.13

監 査 対 象 機 関		監 査 対 象 年 度	監 査 実 施 年 月 日
部 局 等	名 称		
福祉保健部	国保・援護課	平成15 年度	平成 16.10. 4
	高齢者対策課	同	16. 9.29
	児童家庭課	同	16.10. 6
	障害福祉課	同	16.10. 5
	衛生管理課	同	16.10. 7
	健康増進課	同	16.10. 5
環境森林部	環境森林課	同	16.10.13
	環境管理課	同	16.10.14
	環境対策推進課	同	16.10. 5
	自然環境課	同	16.10.14
	森林整備課	同	16.10. 4
	山村・木材振興課	同	16.10. 7
	全国植樹祭準備室	同	16.10.13
商工観光労働部	商工政策課	同	16. 9.30
	工業振興課	同	16.10. 6
	商工金融課	同	16.10.13
	商業振興課	同	16. 9.29

監 査 対 象 機 関		監 査 対 象 年 度	監 査 実 施 年 月 日
部 局 等	名 称		
商工観光労働部	観光・リゾート課	平成15 年度	平成 16.10.14
	労働政策課	同	16. 9.29
農政水産部	農政企画課	同	16.10. 7
	地域農業推進課	同	16. 9.30
	営農支援課	同	16.10. 5
	農産園芸課	同	16.10. 6
	畜産課	同	16.10. 6
	農村計画課	同	16.10.13
	農村整備課	同	16.10.13
	漁政課	同	16.10. 7
	水産振興課	同	16.10. 7
	漁港課	同	16. 9.29
土木部	管理課	同	16.10. 8
	用地対策課	同	16.10. 7
	道路建設課	同	16.10. 5
	道路保全課	同	16.10. 5
	河川課	同	16.10. 5

監 査 対 象 機 関		監 査 対 象 年 度	監 査 実 施 年 月 日
部 局 等	名 称		
土木部	砂防課	平成15 年度	平成 16.10. 6
	港湾課	同	16.10.13
	都市計画課	同	16.10. 6
	公園下水道課	同	16.10. 6
	建築住宅課	同	16.10. 8
	営繕課	同	16. 9.29
出納事務局	会計課	同	16.10.14
	物品管理課	同	16.10.14
県議会事務局		同	16.10. 8
教育委員会	総務課	同	16.10.14
	学校施設課	同	16. 9.30
	学校教育課	同	16.10. 4
	スポーツ振興課	同	16.10. 7
	文化課	同	16.10.13
	宮崎商業高等学校	同	16.10.19
	都城泉ヶ丘高等学校	同	16.10.19
	富島高等学校	同	16.10.19

監 査 対 象 機 関		監 査 対 象 年 度	監 査 実 施 年 月 日
部 局 等	名 称		
警察本部（警察署を含む）		平成15 年度	平成 16.10. 6
監査事務局		同	16.10.15
工事監査	総務部管財課関係工事	同	16.10. 7
	土木部営繕課関係工事	同	16. 9.29
	教育庁学校施設課関係工事	同	16. 9.30
	警察本部関係工事	同	16.10. 6

(2) 監査対象とした事項

上記の監査対象機関における、財務に関する事務の執行

2 監査の結果

監査の結果は、一部の機関に是正又は改善を要する事項が見受けられたものの、全体として、おおむね適正に執行されているものと認められた。

是正又は改善を要する事項の内容及び該当機関については、次のとおりである。このほか軽易な事項については、当該機関に指導を行った。

また、今回の監査の結果に係る是正又は改善を要する事項等の状況は別表のとおりである。

(1) 収入事務

児童扶養手当返還金について、収入未済額が前年度に比較して増加している。

児童家庭課

林業改善資金貸付金について、収入未済額が前年度に比較して増加している。

山村・木材振興課

育英資金貸付金及び地域改善対策奨学金について、収入未済額が前年度に比較して増加している。

学校教育課

(2) 契約事務について

業務委託契約に基づく事業実績書等の受理後、検査調書の作成及び額の確定通知がなされていないものがあった。

高齢者対策課

第7棟大規模改造に伴うOA機器等の撤去・設置作業委託(2件)及び校内LAN関連機器の調整・動作確認作業委託(2件)について、指名競争入札で執行すべきものが、それぞれ随意契約で実施されていた。

宮崎商業高等学校

(「第1の2」に係る別表)

指摘項目	是正又は改善を要する事項 (件)	その他指導を行った事項 (件)	計 (件)
予算経理事務	0	0	0
収入事務	3	6	9
支出事務	0	3	3
契約事務	2	3	5
工事の施工	0	0	0
財産(物品を除く)の管理	0	0	0
物品の管理	0	0	0
その他	0	0	0
合計	5	12	17

第 2 警察における捜査報償費等の監査

1 監査の概要

(1) 監査の目的

警察における捜査費、旅費（普通旅費）及び食糧費については、全国的に不正経理や不正流用の問題が指摘されていることから、定期監査の重点事項として、県警察における平成13、14及び15年度の捜査報償費（県費）の全てを、旅費及び食糧費にあつては、定期監査において既に監査を終えているが抽出調査であり、今回は、これまでの監査を補完することとして、監査客体を増やすなど精度を高めて監査し、透明性の確保と今後の適切な予算執行に資することを目的として実施したものである。

(2) 監査対象機関

警察本部及び13警察署の全部

(3) 監査実施期間

平成16年8月2日から8月20日及び10月6日

(4) 執行金額

捜査報償費

(単位：円)

所 属	13年度	14年度	15年度	備 考
警察本部	7,868,539	6,307,585	5,116,630	対象10課
宮崎北警察署	5,246,076	6,310,294	6,036,752	
宮崎南警察署	4,029,476	3,581,170	1,802,521	
日南警察署	1,394,364	1,174,695	704,000	
串間警察署	942,778	1,263,902	895,774	
都城警察署	3,236,374	2,641,353	891,932	
小林警察署	897,704	1,066,516	1,312,155	
えびの警察署	522,393	596,418	408,829	
高岡警察署	245,158	310,567	165,103	
西都警察署	405,654	463,918	385,779	
高鍋警察署	1,166,929	823,221	708,581	
日向警察署	1,641,768	1,962,215	1,173,285	
延岡警察署	3,353,473	3,304,492	2,433,129	
高千穂警察署	769,572	503,190	311,692	
警察署 計	23,851,719	24,001,951	17,229,532	
合 計	31,720,258	30,309,536	22,346,162	

普通旅費（警察活動費）

（単位：円）

	13年度	14年度	15年度
合計	310,434,173	299,600,838	306,894,948

（注）警察本部及び13警察署の合計である。

食糧費（留置人給食費を除く。）

（単位：円）

	13年度	14年度	15年度
合計	748,378	2,245,795	2,073,853

（注）警察本部及び13警察署の合計である。

2 監査の結果

(1) 普通旅費及び食糧費について

普通旅費及び食糧費については、平成13、14及び15年度分を抽出で監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(2) 捜査報償費について

捜査報償費については、警察本部及び各警察署の捜査報償費に係る事務手続に沿って事務処理を検証して、関係帳簿・証拠書類等の照合・精査を行い、また、関係者から直接状況聴取を行って実施した。

捜査報償費の用途等について

捜査費は、国が支弁する「国費捜査費」、県が支弁する「県費捜査費」に分けることができるが、今回の監査に当たっては、監査権限が及ぶ県費捜査費（捜査報償費）を対象とした。

捜査報償費は、捜査等に必要となる経費で、「緊急性があるもの」、または、「秘匿性があるもの」に使えることとなっており、用途例としては、捜査協力者、情報提供者に対する手みやげ品、必要となる交通費、飲食費、入場料等となっている。なお、この捜査報償費は、捜査員が日常の捜査活動（情報収集、聞き込み、尾行等）において使用するもので、月の初めに1人あたり3,000～5,000円程度が概算交付され、翌月に精算される捜査諸雑費と、それ以外の一般捜査費に分けられて執行されている。

一般捜査費は、必要な時期に必要な金額がその都度、関係職員に交付されており、精算もその都度行われている。

財務会計における事務手続・処理について

- ア 事務手続は、警察本部及び各警察署とも統一的になされており、事務処理も適正であった。
- イ 関係帳簿・証拠書類等の記載金額・記載内容は、整合性が保たれており正確であった。
- ウ 資金前渡金の請求及び精算等の一連の手続き、各帳票における記載金額・記載内容等は適正であった。
- エ 金庫検査について
監査当日における金庫検査の結果、金庫に保管されていた現金と出納簿は合致しており適正であった。

関係者からの聞き取り調査について

- ア 所属長等からの状況聴取の結果
捜査報償費に係る一連の事務は、所属長等がよく理解をしており不適切な点は見受けられなかった。捜査員がどのようなものに使っているのかも理解しており、指導も適切であった。
捜査が解決した時の慰労費に、公費を使ったことはない。
所属長が自ら捜査費を執行したことはないが、必要があれば使うことも考えられる。
- イ 捜査員からの状況聴取の結果
捜査報償費に係る事務手続は、理解しており資金前渡請求及び精算の手続きは適正で、資金は目的に沿った使い方がなされていた。
捜査協力者、情報提供者に現金を交付する場合、また、手みやげ等の購入で領収書が徴収できない場合は、所属長等の証明がなされており、不明朗なものは見受けられなかった。また、これらについて事実と相違ないのか確認をしたが不明朗な点は見受けられなかった。

まとめ

- ア 捜査報償費については、平成13、14及び15年度に関する、支出調書、捜査費総括表、捜査費支出伺、支払精算書、捜査費交付書兼支払精算書、支払伝票及び返納決議書の全部を、現金出納簿及び領収書等と照合、精

査したが正確に記帳、保存されていた。

イ 資金前渡として本部及び13署の関係課に交付された金額、受け入れている金額は一致していた。

ウ 捜査員が支払いをしたことを報告する書類には領収書、レシートが添付されており、やむを得ずこれらを徴することが出来なかったものは、所属長の支払い証明書が添付されていた。

エ 捜査費を直接捜査員等に状況聴取をした結果、執行した金額は適正であり、用途に関して不適切な流用・経理は見受けられなかった。

以上、書類による監査では、捜査の機密性、情報源の保護等から一部にマスキングがされており最終の交付者までは確認できていないが、報償費経理の手引きに基づき行われている捜査報償費の予算執行・管理については、確認できた範囲において不適正なものは見受けられなかった。

しかしながら、捜査報償費は、経費の特性に鑑みて、警察内部における相互チェック機能をより強化し、適正な予算執行・管理を確立することが望まれる。

なお、捜査報償費に係る監査については、今後とも計画的に実施するものとする。

第3 行政監査

1 監査対象事務

「公益法人の指導監督について」

2 監査の目的

民法第34条の規定に基づき設立された公益法人（社団法人・財団法人）は、営利を目的とせず、不特定多数のものの利益の実現を目的とする団体であり、その設立の目的に応じ幅広い分野において公益活動を展開することにより、様々な社会ニーズに対応するなど、重要な役割を担っている。

この視点に立ち、県の所管に属する公益法人の指導監督が、関係法令等の定めるところにより適切に行われているかなどについて行政監査を実施し、公益法人の健全な運営を確保し、県民福祉の向上に資することを目的として実施した。

3 監査対象とした事項

- (1)指導監督事務の執行体制について
- (2)立入検査の実施状況について
- (3)公益法人の運営に対する指導状況について
- (4)公益法人管理台帳の整備状況について
- (5)休眠法人の確認及び指導状況について
- (6)許認可の事務処理状況について
- (7)法令等に基づく報告状況について

4 監査対象機関

公益法人を所管する、知事部局の本庁、教育委員会及び警察本部の計52課について、行政監査を実施した。

監査対象機関		所管公益法人数		
部局等	名称	社団	財団	計
総合政策本部	総合政策課		1	1
総務部	総務課	1		1
	職員厚生課	2		2

監 査 対 象 機 関		所管公益法人数		
部 局 等	名 称	社 団	財 団	計
総務部	税務課	1		1
	危機管理局	2	2	4
地域生活部	生活・文化課		9	9
	青少年男女参画課	1	1	2
	人権同和对策課		1	1
	市町村課	9	10	19
	地域振興課		1	1
	国際政策課		1	1
福祉保健部	福祉保健課		3	3
	医療薬務課	34	4	38
	国保・援護課		1	1
	高齢者対策課	1	3	4
	児童家庭課	1	2	3
	障害福祉課	3	3	6
	衛生管理課	2	3	5
	健康増進課	3	2	5
環境森林部	環境森林課	1		1

監 査 対 象 機 関		所管公益法人数		
部 局 等	名 称	社 団	財 団	計
環境森林部	環境管理課	1	1	2
	環境対策推進課	1	1	2
	自然環境課	3		3
	森林整備課	1		1
	山村・木材振興課	1		1
商工観光労働部	商工政策課	9	3	12
	工業振興課	3	3	6
	商工金融課	1		1
	商業振興課	1	1	2
	観光・リゾート課	1	4	5
	労働政策課	20	2	22
農政水産部	農政企画課	2	1	3
	地域農業推進課	2	2	4
	営農支援課	2		2
	農産園芸課	2	1	3
	畜産課	14		14
	漁政課		2	2

監 査 対 象 機 関		所管公益法人数		
部 局 等	名 称	社 団	財 団	計
農政水産部	水産振興課	3	1	4
土木部	管理課	6		6
	用地対策課	1		1
	技術検査課		1	1
	河川課		1	1
	公園下水道課	1		1
	建築住宅課	3	1	4
教育委員会	総務課	6	35	41
警察本部	警務課	2		2
	厚生課		1	1
	生活安全企画課	1	1	2
	組織犯罪対策課		1	1
	交通企画課	2	8	10
	交通規制課	1		1
	運転免許課	1		1
計	52課	152	118	270

(注1) 平成16年2月25日から同10月14日までに実施した行政監査である。

(注2) 監査対象機関は平成16年4月1日以降の組織再編で整理した。

5 監査の結果

監査の結果は、一部の機関に是正又は改善を要する事項が見受けられたものの、全体として、おおむね適正に処理されているものと認められた。

今後とも、定期的な立入検査を実施するとともに、所管する公益法人に対する指導監督等の充実が望まれる。

是正又は改善を要する事項の内容及び該当機関については、次のとおりである。このほか軽易な事項については、当該機関に指導を行った。

また、今回の監査の結果に係る是正又は改善を要する事項等の状況は別表のとおりである。

公益法人に対する指導監督について、立入検査が十分に実施されていなかった。

医療薬務課

(「第3の5」に係る別表)

指摘項目	是正又は改善を要する事項 (件)	その他指導を行った事項 (件)	計 (件)
行政監査	1	2	3